

合衆国における州外会社の法規制の概観

——内部事項原則に関する若干の考察——

眞 砂 康 司

- 一 はじめに
- 二 州外会社に関する法規制と基本的原則
- 三 会社内部事項に関する原則
- 四 一州内における州外会社の活動とその法規制
- 五 おわりに

一 はじめに

州⁽¹⁾ごとに民商法の内容を異にする合衆国においては、複数の州に跨がって活動する法人たる会社は、多くの法選択問題を惹起する。これらの問題は、大別すれば、次のような二つのカテゴリーに分けることができる。その一つは会社または自然人のいずれか一方に限定されない性質の問題——契約や不法行為といった問題——が属するカテゴリーである。これは対して、会社に特有の問題が属するもう一つのカテゴリーがある。そこには、例えば、株式の発行、株主総会の開催

といった会社の内部的な事項が含まれ、それらは一般的に会社の内部事項 (Internal Affairs) とよばれる⁽³⁾。合衆国抵触法上、この会社の内部事項については、会社の設立州法の適用されることが認められている。ところで、このような会社の内部事項に設立州法の適用を要求する法選択原則は、内部事項の法規制に関して、次のような不合理な問題を生ぜしめる。すなわち、形式的にはA州で設立されたが、B州を主たる営業地 (Principal Place of Business) として、そこで専らまたは主として活動し、実質的にはB州で設立された州内会社と変わらない会社 (擬似州外会社: Pseudo-Foreign Corporation) の内部事項についても、B州では設立州法たるA州法を適用しなければならず、B州の立法政策が無視されてしまうという問題である⁽⁴⁾。しかし、合衆国の各裁判所では、会社の内部事項に関する問題については、既述のように、設立州法の適用を要求する法選択原則が用いられる。そこでは、この法選択原則は、右のような不合理な問題を生ぜしめるにもかかわらず、会社の内部事項に関する法選択原則として依然その存在意義が認められているということになる。それではそこで認められている存在意義とは、一体どのようなものであろうか。近年、不法行為や契約といった他の財産法分野の法選択理論が伝統的理論から新しい方法論へと革新的な展開を遂げてきたことに鑑みれば、これについて一度整理しておくことも必要と思われる。

本稿は、現代の抵触法上、この会社の内部事項に関する法選択原則が一体どのような存在意義を有しているのかといった問題を考察する先ずは第一歩として、合衆国における一般的な州外会社 (擬似州外会社を除く) に関する法規制と基本的な原則を概観し、そして、この法規制の中で会社の内部事項に関する法選択原則の占める位置を整理しようとするものである。

(1) state を訳す場合、「独立した法地域」もしくは「邦」という訳(河村博文「アメリカ合衆国における州外会社」(一)アメリカ抵触法第二リステイトメント)「北九州大学法政論集一四卷三号九四頁(一九八六年)、アメリカ抵触法リステイトメント研究会

- 「邦訳」アメリカ抵触法第二リストメント(一)「民商法雑誌七三巻五号(一九七六年)」が用いられる。本稿では、引用ないしは参照英文中に state という単語が使われる場合、州外会社、州内会社といったような訳語との関係もあり、その訳としては州という言葉を用いた。もちろん、その state は、合衆国の一部をさすときは所謂合衆国五〇州以外の法域(例、コロンビア特別区)を含んでゐる。See Model Business Corporation Act §1.40(23); Restatement, Second, Conflict of Laws § 3 (1971); 北沢正啓・平出慶道共訳「アメリカ模範会社法」第一四〇条⁽²³⁾(一九八八年)、「American corporation law」(渋谷光子)英米商事法辞典(一九八六年)も参照。
- (2) これらの問題の準拠法については Restatement, Second, Conflict of Laws § 301 (1971) 参照。なお、抵触法第二リストメントの第一三章事業会社については、河村博文「アメリカ合衆国における州外会社」(一)(二)(三)「アメリカ抵触法第二リストメント」北九州大学法政論集一四巻三号九三頁以下(一九八六年)、一六巻二号一頁以下(一九八九年)、一九巻四号四九頁以下(一九九二年)で詳細な検討がなされている。
- (3) Reese and Kaufman, *The Law Governing Corporate Affairs: Choice of Law and the Impact of Full Faith and Credit*, 58 Colum. L. Rev. 1118, 1124 (1968)。
- (4) 拙稿「擬似外国会社の法規制の問題」関西大学法学論集三八巻四号九七頁以下参照(一九八八年)。
- (5) ここにいう革新的な展開については我国においてもこれまでに数多くの研究、紹介がなされている。砂川恵伸「アメリカ抵触法における利益分析論―カリーの基礎理論を中心として―」国際法外交雑誌八一巻五号一頁以下(一九八二年)、西賢「国際私法の基礎」二〇八頁以下(一九八三年)、本浪章市「英米国際私法判例の研究 国際私法序論」三頁以下(一九八六年)、松岡博「国際私法における法選択規則構造論」五五頁以下(一九八七年)、丸岡松雄「カリーの政府利益の理論」(一)(二)(三)(四)(五・完)岡山大学法学会雑誌二三巻一頁以下、二頁以下(一九七三年)、三・四号九一頁以下、二四巻一三三頁以下、二号一頁以下(一九七四年)、三浦正人「アメリカ抵触法における法選択方法論―セドラー教授の論文(一九八三年)に就いて―」名城法学三七巻西山還暦記念六三七頁以下(一九八八年)、他参照。
- (6) 州内会社、州外会社の区別は一州からみて自州法に依拠して設立されたか、そうでないかによる (see Restatement, Second, Conflict of Laws § 296, comment c(1971); Fletcher Cyc Corp § 8290 (Perm Ed))。

二 州外会社に関する法規制と基本的原則

現在の合衆国における州外会社に関する法規制と基本的な原則を概観するにあたって、先ずは、一八〇〇年代半ばの連邦最高裁判所の判例「Bank of Augusta v. Earle 事件」⁽¹⁾「Paul v. Virginia 事件」⁽²⁾をみてみよう。これらの判決では、州外会社の法規制に関して、次のような意見が表明されている。

すなわち、「地域法の単なる創造物である会社は、それが創造された州の範囲外では法的存在を有することができない。」⁽³⁾……（つまり）「会社はそれが創造された場所で居住しなければならず、他州に移住することはできない。」⁽³⁾

このような「ある州により創造された会社は」礼讓によって「他州において契約を締結することが許され、その裁判所に訴えを提起することが許されるのである。」⁽⁴⁾

（そして）礼讓の下における会社の存在の承認と契約内容の実施は……他州の同意に依拠するものであり、……当然に、そのような同意は課すのに適切と考えられる条件に基づきなされることになる。それらの州は「……州外会社を完全に排斥できるし、」また、そうしない場合でも「……活動を一定の地域的なものに制限できるし、……州外会社が自州の市民と締結した契約の履行のために最上の公的利益を促進すると州が判断する担保を求めることができる。それら全ての問題は州の裁量に任されている」のである。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

これらの判決にみられる、「一 会社は一州の法の創造物であり、その州以外の州では存在できず、他州におけるそういった会社の存在と活動は礼讓の原則によって認められる。」⁽⁷⁾ただ、二 他州は、礼讓の原則を堅持する義務はなく、したがって、州外会社を排斥できる」という原則は、時代背景の相違があるにもかかわらず、また、種々の問題を内在しているにもかかわらず、次にみるように、現在の州外会社の法規制においても基本的に大きな変更なく維持されているといわなければならない。

一「会社は一州の法の創造物であり、その州以外の州では存在できず、他州におけるそういった会社の存在と活動は礼讓の原則によつて認められる」フレッチャーのサイクロペディアによれば、依然として、会社は、それを創造した法の所属州以外の州では法的存在を有しえず、会社は、礼讓の問題としてまたは積極的な認容によつて、他州で存在したり、営業活動を行う権利をその他州から得るとされる。ただ、ここで注意しなければならないのは、現在では、州外会社の法規制として、一定の条件に基づき州外会社に州内営業活動を明示に認める憲法上または制定法上の規定が全く一般的なものとして存在しており、このような憲法上または制定法上の規定がない場合に州内営業活動を行う州外会社の権利が礼讓により決定、判断されるとされている点である。この点からすれば、特に州内営業活動の許可に関して、礼讓の原則が機能する場面は非常に限定されよう。

二「州は礼讓の原則を堅持する義務はなく、州外会社を排斥できる」一州は、かなり制限されるが、例えば、州際通商に従事する州外会社を排斥することができないといったような連邦憲法上の制約等があるが、州内から完全に州外会社を排斥することを望むならば、理論上依然とそうすることが可能である。かかる州外会社を州内から排斥する州の権限は、連邦最高裁判所において繰り返し承認されてきているといわれる。このように、今日でも、一州は自州の創造物ではない州外会社を排斥する権限を有している。もつとも、州外会社の州内営業活動は州に経済発展をもたらすものであるから、このような排斥権限はめつたに行使されることはないであろう。かかる権限の存在意義は、州外会社を排斥することそれ自体にあるのではなく、州外会社を排斥できるから一州は、当然、州外会社に対して州内営業活動のために州内に入ることを認める代価として一定条件を課すことができる——これも旧態依然とした理論構成である——という点にある。

ここで、このような一州内における州外会社の存在と活動如何の問題に関して、次の点に注意しておきたい。すなわち、活動地州が課す州内営業活動の条件に従わなかつたために州外会社に州内営業活動の資格が付与されなかつたとしても、かかる会社は会社としての法的地位を失うものではないということである。もちろん、州外会社の法的地位が承認された

からといって、それは必ずしも州外会社が州内営業活動に従事できるということの意味するものではない。⁽²⁰⁾このように、州外会社の州内営業活動の許可と州外会社の法的地位の承認との間には区別がなされる。⁽²¹⁾そして、この後者の法的地位——具体的には、会社の名において訴え、訴えられる能力や株主責任の制限など——は全ての法域で承認される（*抵触法第二リステイトメント二九七条注(a)*⁽²²⁾）といわれる。

ところで、このような法的地位の承認の根拠に関しては、会社は設立州内で法人として存在するという事実は単なる事実の承認としてあらゆる法域で承認されなければならないとする、*礼讓の原則の無用論*がある。⁽²³⁾これに対して、*フレッチャーのサイクロペディア*によれば、既述のように、会社は、*礼讓の問題としてまたは積極的な認容によって*、他州で存在したり、営業活動を行う権利をその他州から得るとされている。*抵触法第二リステイトメント二九七条*ではどのような法的根拠で会社の法的地位が全ての法域で承認されるかについては、特に明示されていない。

ただ、いづれにしても、州外会社の州内営業活動の許可におけるような条件が課されることなく、州外会社の法的地位は他州において承認されるといえよう。

さて、以上、ざっと、会社を一州法の創造物であるとする理解からはじまる原則が現在の州外会社の法規制においてどのように維持されているかを概観した。次は、密接な関係が依然と保たれている会社の内部事項と設立州との関係に若干ふれておこう。そして、その後で、会社活動の盛んな現在、州外会社が設立州以外の州で活動する際の活動地州法の規制と設立州法の規制との関係をみてみたい。

- (1) *Bank of Augusta v. Earle*, 38 U.S. 519 (1839); *Paul v. Virginia*, 75 U.S. 168 (1868).
- (2) *Paul v. Virginia*, *supra* note 1, at 181.
- (3) *Bank of Augusta v. Earle*, *supra* note 1, at 588.

- (4) *Id.* at 592; see Baraf, *The Foreign Corporation — A Problem in Choice-of-Law Doctrine*, 33 Brooklyn L. Rev. 219, 220 (1967).
- (5) Paul v. Virginia, *supra* note 1, at 181.
- (6) 会社は、連邦憲法の特権および免除条項（四条二節一項）にいう市民ではなく（Paul v. Virginia, *supra* note 1, at 177）したがって、一州は州外会社に地域的な州内営業活動をする（ことを全く許さなかったり、または州内営業活動を認める際に条件を課す）ことができる。本稿では割愛したが、このような連邦憲法との関係にも注意しなければならない。See H. G. Henn and J.R. Alexander, *Laws of Corporations* 170 (3rd ed. 1983).
- (7) 設立州外で会社が有効に法的活動をなしていることを説明するために、「この礼讓の原則の他にこれに代わるものとして、または補充的に代理の観念が用いられる（川上太郎「米国に於ける外国法人の存在及び能力」国民経済雑誌八二巻四号五頁（一九五〇年）」。
- (8) See M. Rosenberg, P. Hay, and R. J. Weintraub, *Cases and Materials on Conflict of Laws* 983—986 (10th ed. 1996).
- (9) Fletcher Cyc Corp § 8 8314, 8315 (Perm Ed).
- (10) *Id.* § 8386.
- (11) *Id.* § 8330.
- (12) 礼讓は、権利ではなく、好意の問題であつて、州に対して、州憲法や州の制定法の規定を侵害する場合まで、州外会社を承認したり、州外会社の州内営業活動を認容することを要求しない（*id.* § 8333）。礼讓の原則は、常に公の政策の考慮に服するし、かつそれに従わなければならない（*id.* § 8334）。州間の礼讓は州の裁判所にその州法の回避や詐欺としてその州の市民により他州で設立された会社を有効なものとして承認する（*id.* § 8337）。
- (13) E. F. Scoles and P. Hay, *Conflict of Laws* § 23.6 (2nd ed. 1992); R. A. Leflar, L. L. McDougal III, and R. L. Felix, *American Conflicts Law* § 251 (4th ed. 1986).
- (14) Kaplan, *Foreign Corporations and Local Corporate Policy*, 21 Vanderbilt L. Rev. 433, 443 (1968).
- (15) Fletcher, *supra* note 9, § 8386; R. A. Leflar, L. L. McDougal III, and R. L. Felix, *supra* note 13, § 251; see W. L. M. Reese and M. Rosenberg, *Cases and Materials on Conflict of Laws* 966 (8th ed. 1984).
- (16) Baraf, *supra* note 4, at 219.
- (17) *Id.* at 219.

- (18) *Id.* at 219; see W. L. M. Reese and M. Rosenberg, *supra* note 15, at 966.
- (19) R. A. Leflar, L. L. McDougal III, and R. L. Felix, *supra* note 13, § 258.
- (20) *Id.* § 251; E. F. Scoles and P. Hay, *supra* note 13, § 23, 2; Restatement, Conflict of Laws § 154, comment a (1934).
- (21) Restatement, Second, Conflict of Laws § 297, comment a (1971).
- (22) Restatement, Second, Conflict of Laws § 297, comment b, c. 会社に付随するまたは黙示の権能の一つに訴えを提起し維持する権能 (power to sue) を挙げうるが、これにつき、州外会社は、そうすることが明示の制定法規定により妨げられないならば、または州の確立されたポリシーに反する請求を主張し、執行すること、もしくはかかる会社に通常かつ必然的に属さない権利を衡平法上執行することを求めているならば、礼讓の原則の下、他州や他国の裁判所において州内会社や非居住の自然人と同一、ロモンロー上または衡平法上の訴訟を提起し維持する権能を有している。これは今や確立されたルールである (Fletcher, *supra* note 9, § 8606) と云われ⁹⁰。See also G. C. Henderson, The Position of Foreign Corporations in American Constitutional Law 38—41 (1918).
- (23) Restatement, Second, Conflict of Laws § 297, comment a (1971).
- (24) J. H. Beale, 2 A Treatise on the Conflict of Laws § 166, 2 (1935).
- (25) *Id.* § 166, 4. 川上 (注7) 六頁参照。

三 会社内部事項に関する原則

前章での判例の概観からもわかるように、一八〇〇年代半ば、一州法の創造物とされる会社も州境を越え、設立州以外の州で営業活動に従事しうることが一応確立された⁹¹が、その後も、裁判管轄権の側面においては、依然、非常に強い設立州への執着が残存していた。すなわち、州外会社が設立州以外の州で営業活動を行うことが認められるようになった後も、多くの裁判所は、州外会社の内部事項に関する問題は設立州以外の州ではその裁判管轄権の射程範囲外に置かれるという

見解をとつたのである。²一州の裁判所は州外会社の会社事項の内部的取扱いに単に関係する争訟に判決を下したり、その取扱いに関わる権利の如何を判断する権限を行使せず、設立州の裁判所に内部事項の取扱いに関する問題の解決を任ずるといふのが原則であつた。³一州は、州外会社に関して *visitorial power* (監督権) を有せず、それは排他的に設立州に属するといふことでもある。⁴内部事項に関する法選択原則も、沿革的には、設立州の排他的な規制権限を根拠に存続してきたといえるが、⁵裁判所においては、会社の内部事項と設立州との密接な関係は、先ずは右のように裁判管轄権に関する原則に見出すことができるといえよう。⁶かかる原則が内部事項原則 (*Internal Affairs Doctrine*) とよばれる。⁷しかし、現在では、大半の裁判所において、内部事項に関する訴えを受理するかどうかの問題は、このような裁判所の管轄権や権限の問題ではなく、裁判所の管轄権の行使に関する裁量の問題であると考へられている。⁸今日、裁判所においては訴えが州外会社の内部事項に関するものであるという事実は選ばれた法廷地が訴えにとつて適切なものであるかどうかの決定に際して考慮されるべき要素の一つに過ぎない。⁹裁判所は、それが訴えの審理にとつて不適切または不便宜な法廷でないならば、州外会社の内部事項に関する訴えに管轄権を行使することにならう。¹⁰

以上のように、今日では、裁判管轄権の側面において、州外会社とその設立州との強固な関係が生み出した内部事項原則自体に意義を見出すことはできないといつてよいであらう。しかし、州外会社の内部事項の法選択に関しては現在においても、旧き裁判管轄権の原則に関して看取しえたのと同様の会社の内部事項と設立州間の密接な関係が残存している。すなわち、州外会社の内部事項に関する問題に活動地州の裁判所が裁判管轄権を行使したとしても、かかる問題には依然設立州法が適用される——今ではこの法選択の原則に内部事項原則という呼称を与えても差し支えないと思われる——ことになる。¹¹

近時、学説の中に、このような法選択ルールの正当性を認めつつも、一州はその創造物の活動を制御できなければならず、それゆゑ、会社はその法的存在を付与した州の法によつて常に支配されなければならない、といったような説明を採

用せず、適用の便益、確実性、容易さ如何といったより実用的な問題の中でこのルールの正当化を探究すべきであるとする主張⁽¹²⁾があるのは興味深い。

ところで、この内部事項には一体いかなる事項が包摂されるのであろうか。これについては、少なからず議論がなされてきているが、⁽¹³⁾内部事項が会社組織の構造や株主と経営者の間のまたは株主相互の間の関係⁽¹⁴⁾といった会社の内部関係であることについては殆ど異論がないといえる。ただ、⁽¹⁵⁾抵触法的側面から付言すれば、このような内部事項にいかなる事項が包摂されるのかという問題はひとつの法性決定問題として把握されるべき問題であり、その点での注意が払われなければならぬ。特に、内部事項に関する問題にその地域法の適用を望む裁判所は内部事項原則を回避するために内部事項の意味内容を狭く解釈してくる可能性がある⁽¹⁵⁾。

- (1) Kaplan, *Foreign Corporations and Local Corporate Policy*, 21 *Vanderbilt L. Rev.* 433, 442 (1968).
- (2) *Id.* at 443.
- (3) Fletcher Cyc Corp § 8425 (Perm Ed).
- (4) *Id.* § 8425. ただし、本文前段部分の原文には、'in the strict sense of the term' が付く。なお、'visitorial power' とは、会社を法的権能の範囲内にとどめる目的で、会社の行為および業務の調査を行う公的の権利（河村博文「アメリカ合衆国における州外会社（三）—アメリカ抵触法第二リストコメント—」北九州大学法政論集一九卷四号七二頁（一九九二年）同論文では 'visitorial power' をより詳しく、内部事項監督権と訳される）である。
- (5) Oldham, *California Regulates Pseudo-Foreign Corporations—Trampling upon the Tramp?*, 17 *Santa Clara L. Rev.* 85, 98 (1977).
- (6) See DeMott, *Perspectives on Choice of Law for Corporate Internal Affairs*, 48 *Law and Contemporary Problems* 161, 163 (1985).
- (7) Internal Affairs Ruleともいわれる。この原則は、設立州以外の州の裁判所において、強制力ある判決を下す権能が欠落して

- ること、設立州法を解釈することが不得策であること、起りうる判決の抵触を回避するのが望ましいこと、と云うことの理由で正当化された。Note, *Forum Non Conveniens as a Substitute for the Internal Affairs Rule*, 58 Colum. L. Rev. 234 (1958). 山本敬三「アメリカ法におけるフォーラム・ノン・コンヴェニエンスの法理」民商法雑誌七四巻五号三三三頁(一九七六年)。
- (8) Fletcher, *supra* note 3, § 8425.
 - (9) Restatement, Second, Conflict of Laws § 84, comment d (1971).
 - (10) *Id.* § 313.
 - (11) See, e.g., Oldham, *supra* note 5, at 90.
 - (12) Reese and Kaufman, *The Law Governing Corporate Affairs: Choice of Law and the Impact of Full Faith and Credit*, 58 Colum. L. Rev. 1118, 1126 (1958).
 - (13) See Kaplan, *supra* note 1, at 438 n. 12.
 - (14) Kozyris, *Corporate Wars and Choice of Law*, 1985 Duke L. J. 1, 15 (1985).
 - (15) See Oldham, *supra* note 5, at 93-94. 拙稿「擬似外国会社の法規制の問題」関西大学法学論集三八巻四号一〇九頁以下参照(一九八八年)。

四 一州内における州外会社の活動とその法規制

一州法の下に設立された会社が、その設立州以外の州で営業活動を行おうと思えば、一般的に、前もって営業活動を行おうとする州により設定される条件をみたし、その州の営業許可を受ける必要がある。かかる州外会社の州内営業活動に際してなされる資格付与(qualifying)という活動地州の法規制と内部事項に関する設立州の法規制との関係にふれておきたい。

全てではないにしても、大半の州は州外会社が州内で営業活動 (doing business) をする前にその会社に州内営業活動の資格の取得——通常の要件としては州務長官への定款の謄本の提出や訴状送達を受ける為の代理人の指定等——を要求する制定法を有する。⁽³⁾ そして、かかる制定法に州外会社が服しなかった場合、州外会社には広範囲の制裁が課せられることになる。その内容は州により異にするが、最も共通した制裁はかかる制定法に服しなかった州外会社はその期間中その会社が締結した契約に関して訴えを提起しえないというものである。⁽⁴⁾ 多くの法域の会社法立案の指針となっている模範会社法をみてみよう。同法では、州外会社は、一州内で営業活動を行う場合、州務長官に対して権限証書を申請することを要し、⁽⁵⁾ かかる権限証書を州務長官から取得するまでは、この州内で営業活動を行うことができず、⁽⁶⁾ そして、この州のいかなる裁判所においても訴訟手続を維持することができない、⁽⁷⁾ とされる。ただ、同法では、州内営業活動の資格の取得が必要な営業活動から、明示に幾つかの内部事項が除外されているということに、⁽⁸⁾ 先ずは、注意しなければならない。さらに、注意すべきことは、同法は、州内営業活動資格付与後も、州外会社の内部事項については、州に規制権限を認めないということである。すなわち、この法律 (模範会社法) は、この州に、この州において営業活動を行う権限を与えられた州外会社の組織または内部的な業務を規制する権限を与えない (模範会社法第一五・〇五条(c)項⁽⁹⁾) のである。このような州外会社の内部事項には介入しないと規定は、一州は州外会社に対する *visitorial power* (監督権) を有していないというコモンロー原則の制定法化に過ぎないともいわれる。⁽¹⁰⁾

模範会社法の州外会社規定は、州内営業活動につき権限証書を得た州外会社に州内会社と同じ (それより大きくない) 特権の行使を認め、また、州外会社と同じ制限を課すものであるが、内部事項への介入を州に権限付けるものではない。⁽¹¹⁾

(1) R. A. Leflar, L. L. McDougal III, and R. L. Felix, *American Conflicts Law* § 257 (4th ed. 1986).

(2) このような活動が *doing business* または *transacting business* に該当するのいかについては問題により州により異なる ("do-

- ing business」の項目 英米法辞典（一九九一年）、英米商事法辞典（一九八六年）参照）といわなければならない。本文でふれる模範会社法でも、包括的な定義付けをせず、その第一五・〇一条(9)項では transaction of business を構成しない行為（例、訴訟手続の維持、取締役会の開催、他）を網羅的ではないが列挙する(10)により消極的に権限証書の取得を要する transaction of business の定義付けをする(4 Model Business Corporation Act Annotated § 15.01 Official Comment (3rd ed. 1994))°。
- (3) E. F. Scoles and P. Hay, Conflict of Laws § 23.7 (2nd ed. 1992); R. A. Leflar, L. L. McDougal III, and R. L. Felix, *supra* note 1, § 257.
- (4) R. A. Leflar, L. L. McDougal III, and R. L. Felix, *supra* note 1, § 258; E. F. Scoles and P. Hay, *supra* note 3, § 23.7.
- (5) Model Business Corporation Act § 8 15.01 (a), 15.03 (a), 15.05 (a); 4 Model Business Corporation Act Annotated § 8 15.01 (a), 15.03 (a), 15.05 (a) (3rd ed. 1994). なお、同法の条文訳にこづけば『アメリカ模範会社法』北沢正啓・平出慶道共訳（一九八八年）がある°。
- (6) Model Business Corporation Act § 15.01 (a).
- (7) *Id.* § 15.02 (a).
- (8) 4 Model Business Corporation Act Annotated § 15.01 Official Comment 2. Internal Affairs of the Corporation (3rd ed. 1994); Model Business Corporation Act § 15.01 (b).
- (9) Model Business Corporation Act § 15.05 (c).
- (10) Fletcher Cyc Corp § 8445.1 (Perm Ed.); Beveridge, *The Internal Affairs Doctrine: The Proper Law of a Corporation*, 44 *The Business Lawyer* 693, 703 (1989).
- (11) 4 Model Business Corporation Act Annotated § 15.05 Official Comment (3rd ed. 1994).
- (12) See Kozvris, *Corporate Wars and Choice of Law*, 1985 *Duke L. J.* 1, 29 (1985). 同法第一五・〇五条(9)項にこづけば、二〇州（アーカンソー州、フロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、アイオワ州、インディアナ州、ケンタッキー州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ニューハンプシャー州、オレゴン州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、ヴァージニア州、ユタ州、ワシントン州、ウィスコンシン州、ワイオミング州）がこれに相当する制定法を採用しており、州に州外会社の内部事項を規制する(10)を禁(11)する(4 Model Business Corporation Act Annotated § 15.05 Statutory Comparison 2. Rights and Liabilities of Domestic Corporations (3rd ed. 1994))°。

五 おわりに

これまでの若干の概観では、もちろん、州外会社の法規制の中で、会社の内部事項に関する法選択原則である内部事項原則が、どのような位置を占めているのかを完全に整理することはできない。州外会社の法規制と連邦憲法との関係の検討など、残された重要な課題は多いといえよう。しかし、会社内部事項に関する法選択原則がどのような存在意義を有しているのかといった問題を考察する第一歩として、ある程度は州外会社を取り巻く法規制の概況をみることはできたと思われる。

これまで概観した州外会社の法規制を、次の(1)、(2)、(3)に関する法規制に分けて再整理してみよう。州外会社の(1)法的地位、(2)営業活動、そして(3)内部事項である。

(1)については、次の(2)に関する法規制における州内営業活動の資格付与とは異なり、一般に、条件が設けられることなく、いずれの州においても承認される。ただ、抵触法第二リステイトメント二九七条ではそのような承認の法的根拠——礼讓によるもののかどうか——は特に明示されていない。フレッチャーのサイクロペディアでは、依然として、会社は、それを創造した法の所屬州の領域を越えて法的存在を有しえず、礼讓の問題として、または肯定的な認容によって他州で存在したり、営業活動する権利をその他州から得るとされる。⁽¹⁾

(2)に関する法規制については、今日、一般的な法規制として州内営業活動資格付与の制定法による規制をあげることができるが、そのような法規制において条件を課す州の権限の根拠は、自州の創造物ではない州外会社を排斥する権限の存在に求められる。旧態依然とした理論構成をとる法規制である。模範会社法に則れば、このような活動地州の法規制は、州外会社の内部事項への介入を州に権限付けるものではないといえる。

(3)に関する法規制については、専ら内部事項原則の下、会社が設立州以外の州で活動しようとも、依然と設立州法だけ

による規制がなされる。もつとも、その設立州法適用の理由付けについては、一州はその創造物である会社の活動を制御できなければならないという考えを採用せずに、実用的な問題の中で探究されるべきであるとの見解も見出せる。⁽²⁾

さて、これまでの概観を簡単に再整理したが、先ずもつて、(1)、(2)に関する法規制——(1)に関する法規制についてはフレッチャーのサイクロペディアを前提として——は、会社は一州(法)の創造物であるとの理解から始まる一八〇〇年代半ばの法規制とその規制の理論構成については基本的には、大きく変わるところのない旧態依然とした法規制であり、会社と設立州との密接なつながりを認めてきた法規制であるといわなければならない。これに対して、(3)の法選択原則である内部事項原則——確かに、設立州法の適用につき右の理解から出発しない新たな理由付けを見出せる点は非常に興味深い——も、もちろん当初より設立州法との密接なつながりを維持し続けてきた伝統的な原則である。⁽³⁾そして、法規制の規制範囲の側面で、内部事項原則が専ら担う(3)に関する法規制は、(1)、(2)に関する法規制と重複をきたすものではない。特に、(2)に関する法規制では、内部事項への介入が企図されていないことは注目される。⁽⁴⁾以上よりして、州外会社の内部事項について設立州法の適用を要求する法選択原則である内部事項原則は、他の州外会社の法規制との間において相応の調和ないし整合関係を保ってきた、ないし保っている原則であるということができよう。

- (1) 抵触法第二リステイメント二九七条にいう法的地位の承認とこの他州で存在する権利の獲得との関係の整理は残された問題である。
- (2) 本稿では、州外会社に関する法規制と基本的原則の概観に主眼を置いたため、内部事項原則自体の根拠ないし理由付けに関しては、リース&カウフマンの見解を簡約してふれたにすぎない。抵触法第二リステイメントの検討を含む、内部事項原則の根拠ないし理由付けの整理は後日に譲る。
- (3) 内部事項原則が設立州法の適用を要求しないことはありえないであろう。
- (4) もちろん、模範会社法をみた限りでは、という前提は付くが。